

# 市営バスの定期券、回数カード等をお持ちの方で民営化日以降 (平成28年3月20日～)に払戻しされるお客様

平成28年3月20日以降有効な市営バス定期券、回数カード等をお持ちの方で、平成28年3月20日以降に払戻しされる場合、次に定める基準に基づき、残額を払戻します。

※なお、市営バスが運行している平成28年3月19日(土)までに払戻しされる場合は、これまでどおりの基準に基づきますのでご注意ください。

## 【市営バスの定期券の払戻しについて】

$$\text{券面表示の運賃額} \times \frac{\text{請求の日における残通用期間(日数)}}{\text{通用期間(日数)}}$$

例) 通用期間が平成28年3月19日から有効の通勤1か月定期券を3月20日に払戻しをする場合  
8,400円 ÷ 31日 × 29日 = 7,860円(10円未満四捨五入)

## 【市営バスの回数カード及び回数券(平成26年4月1日以降発行のものに限る)(阪急バス(株)また阪神バス(株)との共通回数券除く)の払戻しについて】

$$\text{券面表示の運賃額} \times \frac{\text{残券片表示金額}}{\text{総券片表示金額}}$$

例) 残券片表示金額が5,880円の大人5,000円回数カード(総券片表示金額6,090円)を払戻しする場合  
5,000円 ÷ 6,090円 × 5,880円 = 4,830円(10円未満四捨五入)

阪急バス(株)または阪神バス(株)との共通回数券の払戻しについては、これまでどおりの基準に基づきますのでご注意ください。

回数カード及び回数券(上記の共通回数券除く)は平成31年5月31日までは払戻しを行います。

払戻場所は、塚口営業所・武庫営業所・サービスセンター(阪神尼崎バスロータリー内)です。

( 鉄道各社との連絡定期券は各鉄道社局の窓口でお問い合わせください。 )

尼崎市交通局・尼崎交通事業振興株式会社